Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025～2027年度

今夏 | 年末

予算編成
税制改正要望

秋～年末

通常国会

賃金引上げの推進

6月　最低賃金の政府方針決定
7月　中央最低賃金審議会
8月　地方最低賃金審議会

10月　地域別最低賃金の発効

8月　春闘の集計結果確定
ここ数年低下していた賃金引上げ水準のV字回復を期待。業績の回復している企業では3%を超える賃金引上げを期待

官民連携して、新しい資本主義にふさわしい賃金引上げの社会的雰囲気の醸成

夏～冬　2024年度以降の賃上げ税制の在り方について検討し、12月に結論を得る。

春　ものづくり補助金、持続化補助金について、赤字でも賃金引上げを行う中小企業への補助率を引き上げる特別枠を措置
政府調達において、賃金引上げを行う企業への加点を実施

夏～冬　賃金引上げを行う中小企業への補助率引上げ等の措置を講ずる予算事業について検討を行う。

4月～12月　22業種10万社程度を対象とした優越的地位の濫用に関する調査の実施
5月～　道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業を重点立入業種として選定。下請法の調査において、重点的に立ち入りを実施。上記以外でも法違反が多く認められる業種は事業者団体に法遵守状況の自主点検を要請。

1月～夏　緊急調査の結果を踏まえ、サプライチェーンにおける取引の適正化についての優越的地位の濫用に関するガイドラインの検討
秋～冬　同ガイドライン案のパブコメ、策定

中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、コストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備

春　2023年度の重点立入業種を選定。下請法の執行を強化

夏～　パートナーシップ構築宣言の実行状況のフォローアップ

介護・障害福祉職員、保育士等について、職種ごとに仕事の内容に比して適正な水準まで収入が引き上がり、必要な人材が確保されるかといった観点から検討
看護師の今後の処遇改善については、コロナ対応等を担っている方への引上げ措置の結果も踏まえつつ、全ての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の在り方について検討

最低賃金については、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮しつつ、その引上げを図り、できる限り早期に全国加重平均が1000円以上となることを目指す

令和４年度 業務改善助成金（通常コース）のご案内

『業務改善助成金（通常コース）』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ ＋ 設備投資等 → 設備投資等に要した費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！ 業務改善助成金 検索

概　要

※申請期限：令和５年１月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	１人	３０万円	以下の２つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	〔事業場内最低賃金900円未満〕（※2） ４／５ 生産性要件を満たした場合は ９／１０（※3） 〔事業場内最低賃金900円以上〕（※2） ３／４ 生産性要件を満たした場合は ４／５（※3）
		２～３人	５０万円		
		４～６人	７０万円		
		７人以上	１００万円		
		10人以上(※1)	１２０万円		
45円コース	45円以上	１人	４５万円		
		２～３人	７０万円		
		４～６人	１００万円		
		７人以上	１５０万円		
		10人以上(※1)	１８０万円		
60円コース	60円以上	１人	６０万円		
		２～３人	９０万円		
		４～６人	１５０万円		
		７人以上	２３０万円		
		10人以上(※1)	３００万円		
90円コース	90円以上	１人	９０万円		
		２～３人	１５０万円		
		４～６人	２７０万円		
		７人以上	４５０万円		
		10人以上(※1)	６００万円		

（※１）10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。
①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場
②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近３ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

（※２）対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。（令和４年４月現在）

（※３）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者１人当たりの付加価値を指します。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その３年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出 → 審査 → 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施 → 労働局に事業実施結果を報告 → 審査 → 支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和５年３月３１日です。

お問い合わせ先

◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号　0120-366-440　（受付時間　平日8:30～17:15）

申請先

◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～ 業務改善助成金の活用事例 ～

事例1　デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】【所在地】愛知県　【従業員数】5人　【事業内容】飲食業

課題と対応

店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

実施概要

デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、**助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用３輪バイク、二層フライヤーを導入した。**

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい（総務担当者）

デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

さらなる工夫

従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に沿った商品提供をしている。

実施結果

コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話応対がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、３輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で６件の注文を一度に調理することができるようになった。

成果

デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、１人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

事例7　理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】【所在地】京都府　【従業員数】2人　【事業内容】理容業

課題と対応

会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要

会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、**助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。**

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい（代表者）

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

さらなる工夫

売上データや来店予測機能を顧客拡大に活用することができるようになった。

実施結果

業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかける時間を増やすことができた。

成果

機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

厚生労働省

（R4.4.1）

◆ 令和４年度も引き続き特例コースを実施します。

（申請期限：令和４年７月29日（金）まで）

「業務改善助成金特例コース」のご案内

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までに遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費(＝関連する経費）についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。）

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること

  ※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと

  ※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率

助成額	助成率
最大100万円	3／4 ※対象経費の合計額×補助率3／4

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机･椅子の増設など

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

特例コースの活用

ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
（締切は令和4年７月29日（金））※1

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組み※2を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支　給

※1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

※2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

助成額の上限

上限額	引き上げ労働者数	1人	30万円
		2人～3人	50万円
		4人～6人	70万円
		7人以上	100万円

■助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を掲載している「申請様式」等は、こちらからダウンロードできます。

[参考]
◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

特例コースの活用例（「関連する経費」の助成対象の拡充）

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

	デリバリーサービスを拡大	サテライトオフィスを設置
A 生産性向上等に役立つ設備投資等	飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入	サテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整備するため、テレワーク関連機器を新たに導入
＋		
B 関連する経費	これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝（広告宣伝費）を実施	テレワーク関連機器の導入に合わせて、コピー機、プリンター、事務机・椅子等も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備
成果	配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上	オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務効率化が図られ、生産性が向上

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター
電話番号：0120－366－440　（受付時間 平日8:30～17:15）

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局　雇用環境・均等部（室）**です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（R4.4.1）

令和４年度 厚生労働省 秋田労働局 委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

社会保険労務士があなたの会社を無料で全力サポートいたします！

育児・介護休業の対応
ハラスメント対策
人手不足対策
新型コロナ対策
助成金の活用

その他、就業規則の見直しなど労務管理に関する
さまざまなことについて助言いたします。

感染症対策をしておりますので安心してご来所ください。

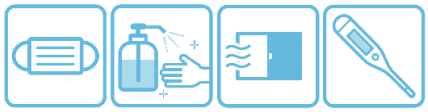

秋田働き方改革推進支援センターがお手伝いします！

ステップ１
まずは電話・メール・センターへの来所にてお悩みをご相談ください。

ステップ２
貴社の課題について専門家がワンストップで支援します！

お問い合わせ先

秋田働き方改革推進支援センター （秋田県社会保険労務士会運営）

フリーダイヤル 0120-695-783
※一部IP電話等繋がらない場合はTel：018-865-5335（有料）

FAX 018-823-3883

住所 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階
MAIL support@hatarakikata.akita.jp

【受付時間】平日 9：00～17：00

相談方法

- フリーダイヤルによる電話相談
- 来所による相談
  平日 9:00～17:00（年末年始を除く）
- メール・オンラインによる相談
  返信、面談は上記時間帯となります
- 専門家の個別訪問による相談
  土日や夜間を含め、ご希望をうかがいます
- 県内各地で開催する出張相談会での相談
  開催日時についてはお問い合わせください

費　用　無料

その他　研修会や相談会へ講師・相談員を無料で派遣します

秋田働き方改革推進支援センター
（秋田県社会保険労務士会が実施しています）
〒010-0921　秋田市大町3-2-44 大町ビル3階
フリーダイヤル 0120-695-783　☎ 018-865-5335（有料）

秋田働き方改革推進支援センター　相談申込書　FAX 018-823-3883

専門家の個別訪問による相談、来所での相談をご希望の場合には下記にご記入の上、FAXにて送信ください。申込用紙の確認後ご連絡いたします。

貴社名		住　所	〒　　-		
ご担当者	部署名： 氏　名：	労働者数	正規雇用者：　　人 非正規雇用者：　　人	業種等	業　種： 資本金：　　万円
ＴＥＬ		ＦＡＸ		MAIL	

■メールで、セミナーや法改正情報の案内を希望しますか？　☐ はい　☐ いいえ

■ご希望のご相談方法に☑をつけてください。　☐ 個別訪問　☐ 電話　☐ メール　☐ オンライン　☐ センター来所

■貴社に関与している社会保険労務士はいますか？　☐ いる　☐ いない

■ご相談内容　※該当する項目に☑をつけてください。（複数選択可）

☐ 労働時間等の労務管理（休日・休暇）	☐ 同一労働同一賃金	☐ 生産性向上による賃金引上げ	☐ 助成金の活用
☐ 就業規則他諸規定、各種労使協定	☐ 労働条件管理全般	☐ 人材募集・育成、教育訓練	☐ 人手不足解消
☐ 賃金、賞与、退職金制度	☐ 職場環境、労働安全衛生	☐ 退職、定年再雇用、解雇等	☐ 売上向上
☐ 労働紛争、セクハラ、パワハラ等	☐ 社会保険、労働保険	☐ ストレス（メンタル）チェック	☐ モチベーション
☐ 新型コロナウイルス感染症対策	☐ 育児・介護両立支援	☐ 無期転換・正社員転換制度	☐ テレワーク
☐ 何をやったらいいかわからない	☐ その他（　　）		

■その他ご要望等がございましたらご記入ください。

センター使用欄	派遣専門家名	申込受付	担当者	月　日
	訪問予定日時　月　日　：	ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ取次	担当者	月　日

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

中小企業庁

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1．賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金　検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター　電話：03-6388-6155（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

② 業務改善助成金特例コース

業務改善助成金特例コース　検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター　電話：03-6388-6155（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少している中小企業事業者が、令和３年７月 16 日～同年 12 月の間に事業場内最低賃金を 30 円以上引き上げ、設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大します。

③ 人材確保等支援助成金

人材確保等支援助成金　検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下に取り組む事業主に対して、助成金を支給します。

④ キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金　検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

⑤ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制　検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

⑥ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金　検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫　電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

⑦ 事業再構築補助金

事業再構築補助金　検索

問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター
受付時間：9：00～18：00（日祝日を除く）
電話番号：＜ナビダイヤル＞0570-012-088　＜IP 電話用＞03-4216-4080

ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

2．生産性向上に関する支援

⑧ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画　検索

問い合わせ先：<先端設備等導入計画の作成等について>先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
<税制について>中小企業税制サポートセンター　固定資産税等の軽減相談窓口
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)
<制度について>中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）　電話：03-3501-1816

「中小企業等経営強化法」に基づき、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・特例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じることで、設備投資を行う事業主を支援します。

⑨ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上計画　検索

問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口　中小企業庁企画課
電話：03-3501-1957(平日 9：30～12：00、13：00～17：00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑩ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）

経営強化税制　検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター
電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合､即時償却または取得価額の 10%（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7 %）の税額控除を選択適用することができます。

（⑨と同じ）

⑪ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

ものづくり補助金　検索

問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター
電話：050－8880－4053（平日 10:00～17:00）

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

⑫ 小規模事業者持続化補助金

持続化補助金　検索

問い合わせ先：<商工会の管轄地域で事業を営む方>全国商工会連合会　問合せ先は所在地によって異なるため、URL をご参照ください。https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
<商工会議所の管轄地域で事業を営む方>日本商工会議所　電話：03－6747－4602

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

⑬ サービス等生産性向上 IT 導入支援補助金

IT 導入補助金　検索

問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
電話：0570－666－424

中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。

3．下請取引の改善･新たな取引先の開拓に関する支援

⑭ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン

下請ガイドライン　検索

問い合わせ先：中小企業庁取引課　電話：03-3501-1669

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

⑮ パートナーシップ構築宣言

パートナーシップ構築宣言　検索

問い合わせ先：　＜「宣言」の内容について＞　中小企業庁企画課　電話：03-3501-1765
＜「宣言」の提出・掲載について＞（公財）全国中小企業振興機関協会　電話：03-5541-6688

下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑯ 官公需法に基づく「令和３年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

官公需基本方針　検索

問い合わせ先：　中小企業庁取引課　電話：03-3501-1669

「令和３年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

⑰ 官公需情報ポータルサイト

官公需ポータルサイト　検索

問い合わせ先：　中小企業庁取引課　電話：03-3501-1669

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。

４．資金繰りに関する支援

⑱ セーフティネット貸付制度

セーフティネット貸付　検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫）　電話：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）　電話：098-941-1795

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

⑲ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

マル経融資　検索

問い合わせ先：　事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

（日商）　（公庫）

５．その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑳ 建設事業主等に対する助成金

建設事業主等に対する助成金　検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。

㉑ 人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース）

人材確保等支援助成金　検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

事業主が、従業員の処遇や労働環境の改善に向けた「魅力ある職場づくり」（雇用管理制度の導入、介護福祉機器の導入）を行う場合に、助成金を支給します。

㉒ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

地域雇用開発助成金　検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

㉓ 雇用調整助成金

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

雇用調整助成金　検索

従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成します。

㉔ 人材開発支援助成金

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

人材開発支援助成金　検索

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

６．相談窓口･各種ガイドライン

㉕ 働き方改革推進支援センター

問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター

働き方改革推進支援センター　検索

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家による無料相談と専門家派遣を行います。

㉖ 特別相談窓口の設置

問い合わせ先：全国の商工会議所、各都道府県商工会連合会他

最低賃金　特別相談窓口　検索

生産性向上等に向けた検討を行っている中小企業・小規模事業者や、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。

㉗ よろず支援拠点

問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点

よろず支援拠点　検索

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

㉘ 下請かけこみ寺

問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会　電話：03-5541-6655
各都道府県の下請かけこみ寺

下請かけこみ寺　検索

中小企業・小規模事業者が抱える、取引に関するさまざまな悩みに対し、親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。

㉙ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター　電話：050-5370-4340

ミラサポ plus　検索

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

最低賃金･賃金引上げに向けた中小企業･小規模事業者への支援施策紹介マニュアル

上記でご紹介した各施策等について、より詳しくまとめています。

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省ＨＰホーム＞厚生労働省について＞所在地案内＞
都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧

（2022.1）

秋田地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領

秋 田 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

1　傍聴の公示、定員等

①　審議会傍聴の公示は、原則として開催日の 10 日前に、秋田労働局掲示板に　別添１により公示を行う。

②　傍聴人数は、若干名とする。

③　傍聴希望者が多数の場合には、予め抽選し傍聴人を決定する。

2　傍聴人の整理等

①　傍聴人に対して、「審議会傍聴に当たっての留意事項」（別添２）を配付し説明を行う。その際、留意事項に反している者に対しては、その行為の中止を求め、当該行為を中止しない等留意事項の遵守が困難であると認められる場合は、入場を制限する。

②　会場内において、留意事項に反する行為を行う者に対しては、会長及び事務局職員が口頭で注意する。それでも当該行為を中止しない場合には、会場外へ退去命令を行う。

③　傍聴人が退去命令に従わない場合は、施設管理者に通報する。

3　傍聴人が意見の陳述を求めた場合の対応

①　最低賃金審議会の場であり、委員以外のものが意見を陳述することは認められない旨回答する。

②　その際、必要に応じて、意見の聴取の手続き（最賃法第 25 条第５項、６項、最賃則第 11 条第１項）について説明する。

4　報道関係者への対応

①　報道関係者からの照会に対しては、審議会の概要について事務局が説明することとする。

②　報道関係者は、申出により傍聴を認める。人数については、会場の状況により判断する（記者席を設ける）。

③　当日のテレビ、カメラの撮影は、審議中は認めない。

5　その他

本要領は、平成 13 年９月 18 日より施行する。

本要領は、平成 20 年 10 月 31 日に改正する。

本要領は、平成 30 年７月４日に改正する。

本要領は、令和元年７月２日に改正する。

別添１

秋田地方最低賃金審議会の公開に関する公示

秋田地方最低賃金審議会一般公示第　　号

令和　　年　　月　　日

秋田地方最低賃金審議会の傍聴について

秋田地方最低賃金審議会

標記の審議会を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記によりお申し込みください。

記

１　日　時　　令和　　年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から

２　場　所　　秋田合同庁舎　５階　第　会議室

３　議　題

（１）

（２）

（３）

（４）

４　傍聴者　　若干名

５　申込要領

（１）傍聴希望者は、傍聴希望の旨を御記載の上、傍聴希望者ごとに、住所、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号及び所属を御記入の上、ＦＡＸにて下記の宛先までお申し込みください。

（締め切り）：令和　年　月　日（曜日）17 時必着。

（２）会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には、抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方につきましては、事前に御連絡させていただきます。（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）

（３）車椅子で傍聴をご希望される方は、その旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。

６（１）傍聴に際しては、10 分前までに会場にお越しください。

また、傍聴に当たっては、別紙「審議会傍聴に当たっての留意事項」を遵守してください。

（２）公開することにより、個人の情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合及び率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会議の一部を非公開にすることがあります。

非公開とする場合には、退席いただくことがあります。

（３）　お問い合わせ先

秋田地方最低賃金審議会事務局（秋田労働局労働基準部賃金室内）

〒010-0951　秋田市山王７丁目１番３号　秋田合同庁舎３階

ＦＡＸ018－864－6370　　電話 018-883-4266

別　　紙

審議会傍聴に当たっての留意事項

1　事務局が指定した場所以外の場所に立ち入ることは出来ません。

2　携帯電話、スマートフォン等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。

3　写真撮影やビデオカメラ・録音機器等の使用はご遠慮ください。

4　傍聴人は、意見を述べることは出来ません。

5　審議会委員等の言論に対して発言し、又は拍手することは出来ません。
　また、審議の妨害となるような行為は慎んでください。

6　傍聴中、飲食等不体裁な行為は慎んでください。

7　審議会開会中の入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。

8　はちまき、ゼッケン、腕章等意思決定の中立性を妨げるものの着用はご遠慮ください。

9　銃刀類その他危険なもの若しくはプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのあるものを持っている方、酒気を帯びている方又はその他秩序を乱す恐れが認められる方の傍聴はお断りします。

10　その他、会長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。
　なお、これらの事項をお守りいただけない場合には、退場していただく場合があります。

秋田地方最低賃金審議会

別添２

審議会傍聴に当たっての留意事項

１　事務局が指定した場所以外の場所に立ち入ることは出来ません。

２　携帯電話、スマートフォン等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。

３　写真撮影やビデオカメラ・録音機器等の使用はご遠慮ください。

４　傍聴人は、意見を述べることは出来ません。

５　審議会委員等の言論に対して発言し、又は拍手することは出来ません。
　また、審議の妨害となるような行為は慎んでください。

６　傍聴中、飲食等不体裁な行為は慎んでください。

７　審議会開会中の入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。

８　はちまき、ゼッケン、腕章等意思決定の中立性を妨げるものの着用はご遠慮ください。

９　銃刀類その他危険なもの若しくはプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのあるものを持っている方、酒気を帯びている方又はその他秩序を乱す恐れが認められる方の傍聴はお断りします。

10　その他、会長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。
　なお、これらの事項をお守りいただけない場合には、退場していただく場合があります。

秋田地方最低賃金審議会